

## 共催、協力又は後援に関する取扱い基準（千葉市都市局都市安全課）

### （趣旨）

第1条 この基準は、千葉市（都市局都市安全課）（以下「本市」という）が、行事の共催、協力又は後援を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）共催 本市が行事の企画に当初から参画し、内容、運営、経費負担等について、共同主催者として責任の一部を分担すること。
- （2）協力 本市が行事の企画及び運営には参加しないが、その趣旨に賛同し、広報、物品の貸し出し又は場所の提供等を人的又は物的に支援すること。
- （3）後援 本市が行事の趣旨に賛同し、その実施について名義の使用を承認することをもって支援すること。

### （承認の要件）

第3条 市長は、共催、協力又後援の名義使用の承認について、行事が次の各号に掲げる要件を満たす場合に行う。

- （1） 行事の主催者が、次のいずれかに該当するものであり、その存在が明確で事業遂行能力が十分にあると認められること。
  - ア 国、公共団体、公共的団体、公益性のある団体又はこれらに準ずる団体
  - イ その他市長が認める団体
- （2） 対象となる行事は、次のいずれにも該当する行事とする。
  - ア 本市の施策の推進上有益であると認められるものであること。
  - イ 市内又はこれに隣接する地域において開催されること。
  - ウ 政治活動、宗教活動を目的としないこと。
  - エ 専ら営利を目的としないこと。
  - オ 公序良俗に反しないこと。
  - カ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の関与が認められないこと。

- キ 公衆衛生及び災害防止について、十分な措置が講じられていること。
- ク 参加料、入場料その他の費用を徴収する場合にあっては、その徴収額及び目的が適正かつ明確であること。

(申請の手続)

第4条 共催、協力又は後援を受けようとする者は、行事を開催しようとする日の14日前までに承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- ア 企画書
- イ 収支予算書
- ウ その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請について、承認するときは承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認した行事について、共催、協力又は後援を行うことが適当でないと判断される状況が生じた場合は、本市は承認取消通知書(様式第4号)により、申請者へ承認の取消しを通知することができる。
- 4 前項の規定により承認が取り消されたことに起因して、主催者(承認が取り消された者。以下、この項において同じ。)に損害が生じた場合、本市はその責めを負わない。なお、承認が取り消されたことに起因して、本市に損害が生じた場合、当該損害は、主催者が負うものとする。

(行事の実績報告)

第5条 共催、協力又は後援を受けた者は、当該行事が終了した日から14日以内に行事実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- ア 行事の様子がわかる報告書(来場者数、写真等)
- イ 収支決算書
- ウ その他市長が必要と認めるもの

(免責)

第6条 本市は、協力又は後援を行った行事において発生した事故等に対し、一切の責めを負わない。

(承認名義)

第7条 共催、協力又は後援の名義は、「千葉市」又は「千葉市都市局」のいずれかとする。

附則 この基準は、令和7年5月1日から施行する。

# 承認申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

団体名

住 所

氏 名

電 話

下記行事を開催するにあたり、(共催・協力・後援)の名義使用について承認申請します。

なお、行事に係る法令及び誓約事項を遵守します。

## 記

- 1 行事の名称
- 2 主 催 者
- 3 日 時
- 4 場 所
- 5 趣旨その他

### 【添付書類】

- ア 企画書
- イ 収支予算書
- ウ その他市長が必要と認めるもの

-----  
-----  
-----

## 承認通知書

年 月 日付で申請のあった行事については、下記のとおり承認することと決定いたしましたので、通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

### 記

1 承認区分 共催 協力 後援

2 承認行事名

3 開催日時

4 主催者

5 開催場所

6 条 件

- (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、その変更について承認を受けること。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的としないこと。
- (3) 専ら営利を目的としないこと。
- (4) 公序良俗に反しないこと。
- (5) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の関与が認められないこと。
- (6) 公衆衛生及び災害防止について、十分な措置が講じられていること。
- (7) 行事の終了した日から、14日以内に実績報告書を提出すること。
- (8) 上記(1)から(7)までの事項に違反した場合、又は不相当と認められた場合には、承認を取り消すことがある。

-----  
-----  
-----

## 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった行事については、不承認と決定しましたので、通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

記

1 不承認理由

-----  
-----  
-----

## 取消通知書

年 月 日付けで承認した行事については、下記の理由により承認  
を取り消します。

年 月 日

千 葉 市 長

記

### 1 取消理由

# 行事实績報告書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

団体名

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり行事を終了しましたので、報告します。

## 記

- 1 行事の名称
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 概 要

### 【添付書類】

- ア 行事の様子がわかる報告書（来場者数、写真等）
- イ 収支決算書
- ウ その他市長が必要と認めるもの